「第355回 判例・事例研究会」

請負代金債権と瑕疵修補に代わる損害賠償債権の一方を本訴請求債権とし、他方を反訴請求債権とする本訴及び反訴が係属中に、上記本訴請求債権を自働債権とし、上記反訴請求債権を受働債権とする相殺の抗弁を主張することの許否

日時	令和2年9月30日
場所	湊総合法律事務所 第1会議室
報告者	弁護士 服 部 毅

【判例】

事件の表示	事件名請負代金請求本訴,建物瑕疵修補等請求反訴事件事件番号平成30年(受)2064号判決最高裁判所第二小法廷(令和2年9月11日)結果破棄自判
事案の概要	本件本訴は、被上告人から建物の増築工事を請け負った上告人が、被上告人に対し、請負代金及びこれに対する遅延損害金の支払等を求める事案であり、本件反訴は、被上告人が、上告人に対し、上記建物の増築部分に瑕疵があるなどと主張し、瑕疵修補に代わる損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払等を求める事案である。

判旨

請負契約における注文者の請負代金支払義務と請負人の 目的物引渡義務とは対価的牽連関係に立つものであるとこ ろ、瑕疵ある目的物の引渡しを受けた注文者が請負人に対 して取得する瑕疵修補に代わる損害賠償債権は、上記の法 律関係を前提とするものであって、実質的、経済的には、請 負代金を減額し、請負契約の当事者が相互に負う義務につ きその間に等価関係をもたらす機能を有するものである。 しかも、請負人の注文者に対する請負代金債権と注文者の 請負人に対する瑕疵修補に代わる損害賠償債権は、同一の 原因関係に基づく金銭債権である。このような関係に着目 すると、上記両債権は、同時履行の関係にあるとはいえ、相 互に現実の履行をさせなければならない特別の利益がある ものとはいえず、両債権の間で相殺を認めても、相手方に 不利益を与えることはなく、むしろ、相殺による清算的調 整を図ることが当事者双方の便宜と公平にかない、法律関 係を簡明にするものであるといえる(最高裁昭和52年 (才) 第1306号, 第1307号同53年9月21日第 一小法廷判決・裁判集民事125号85頁参照)。上記のよ うな請負代金債権と瑕疵修補に代わる損害賠償債権の関係 に鑑みると、上記両債権の一方を本訴請求債権とし、他方 を反訴請求債権とする本訴及び反訴が係属している場合 に,本訴原告から,反訴において,上記本訴請求債権を自働 債権とし、上記反訴請求債権を受働債権とする相殺の抗弁 が主張されたときは、上記相 殺による清算的調整を図るべ き要請が強いものといえる。それにもかかわらず、これら の本訴と反訴の弁論を分離すると,上記本訴請求債権の存 否等に係る判断に矛 盾抵触が生ずるおそれがあり、また、 審理の重複によって訴訟上の不経済が生ずるため、このよ うなときには、両者の弁論を分離することは許されないと いうべきである。そして、本訴及び反訴が併合して審理判 断される限り, 上記相殺の抗弁について判断をしても, 上 記のおそれ等はないのであるから, 上記相殺の抗弁を主張 することは、重複起訴を禁じた民訴法142条の趣旨に反 するものとはいえない。したがって、請負契約に基づく請 負代金債権と同契約の目的物の瑕疵修補に代わる損害賠償 債権の一方を本訴請求債権とし、他方を反訴請求債権とす る本訴及び反訴が係属中に、本訴原告が、反訴において、上 記本訴請求債権を自働債権とし、上記反訴請求債権を受働 債権とする相殺の抗弁を主張することは許されると解する のが相当である。

参考判例

最高裁判所平成 1 8 年 4 月 1 4 日第二小法廷判決 (民集 60 巻 4 号 1497 頁、判例時報 1931 号 40 頁)